

「議員定数と報酬の見直し」に係る検討手順（案）

- ① 議員定数と報酬の検討プロセスは「議会案」を先行させる。
- ② 議会改革諮問会議は「議会案」を基に協議・検討する流れにする。
- ③ 議会改革諮問会議の「客観的な正当性」を確保する。

今回の諮問事項である「議員定数と報酬の見直し」については、過去の諮問の背景とは異なり、前回（令和 5 年）統一地方選挙において芽室町議会が史上初の無投票当選となったことや全国的に共通する「なり手不足」について、当事者意識を強く持ち、併せて大きな危機感を持ったことを契機とし、前例踏襲ではなく大きな転換期とした見直しである。

そのため、芽室町議会として、自らが持続可能であるために、新たな将来像を導く「議員定数と報酬の姿」であり、議会の自己決定・意思決定を実践する決意と覚悟が大前提となることから、検討段階から議会の案を整理し、それを議会改革諮問会議に示しながら協議を重ねていく流れとすべきである。

また、議会改革諮問会議（委員）の立場について、委員が担う役割と責任が極めて重大であるにもかかわらず、その「客観的な正当性」に曖昧さを感じることから、今後は「委員選任（氏名・任期・諮問事項）」について議決等を検討し、会議録は要点のみでも情報公開する。

今回のような「議員定数と報酬」の具体値を答申する重大な行為に対し、最終議論の時点で住民からの批判や評価的にならないように、検討段階からその役割を明確にしておくことが今後の委員会機能の健全な継続につながるものである。

さらに、最終的な「報酬の審議」は、首長部局の「特別職報酬等審議会」に付議することを、あらかじめ町長と協議し取り進めることとする。